

<いじめ問題関係機関組織図>

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）

埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（埼玉県）

富士見市いじめ防止条例（平成27年4月施行）

富士見市いじめ防止基本方針（富士見市）

富士見市いじめ調査委員会
 （学識経験者・弁護士等 5人以内）
 <条例設置①>

重大事態の報告後、再調査となった時のみ委員会を開催
 （法第30条第2項）
 （防止条例第14条）

市
 子育て支援課

富士見市いじめ問題対策連絡協議会
 （校長・PTA・民生委員等 15人以内）
 <条例設置②>

いじめ防止に関係する団体等の連絡調整及びいじめ防止対策に関する総合的な施策の点検、検証、提案等を行う
 （法第14条第1項）
 （防止条例第12条第1項・第2項）

教育委員会
 学校教育課

富士見市いじめのない学校づくり委員会
 （学識経験者・弁護士等 5人以内）
 <条例設置③>

①基本方針に基づく対策を実効的に行う
 （法第14条第3項）
 （防止条例第12条第3項・第4項）
 ②重大事態が発生した場合には、調査を実施し市長に報告
 （法第28条第1項・第30条第1項）
 （防止条例第13条）
 ③いじめ防止基本方針の内容の点検・見直し
 （防止条例第2条第2号）



連携



連携

①富士見市いじめ調査委員会条例（平成27年4月施行）

②富士見市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成27年4月施行）

③富士見市いじめのない学校づくり委員会条例（平成27年4月施行）

富士見市いじめ問題対策連絡協議会の役割

市の責務 ～富士見市いじめ防止条例第4条～

市は、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施しなければならない。

のうち「市長部局」の取り組みとして、いじめの防止に関係する機関及び団体が互いに連携を図り、いじめの防止の対策を推進するため、協議する役割を持つ。

学校
 （小・中・特別支援学校）

学校いじめ防止対策委員会
 （教職員・スクールカウンセラー・ふれあい相談員等）

①当該学校におけるいじめの防止等の措置を実効的に行う
 （法第22条）
 ②重大事態が発生した場合には、調査を実施し教育委員会へ報告
 （法第28条第1項・第30条第1項）
 （防止条例第13条）